

通達甲（交. 総. 庶）第10号

平成28年9月30日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

交通総務課指導担当管理官運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、交通総務課指導担当管理官運用要綱を制定し、平成28年10月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

交通総務課指導担当管理官運用要綱

第1 目的

この要綱は、交通部管理官のうち、各方面を担当する交通総務課指導担当の管理官（以下「方面担当指導官」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務

方面担当指導官の任務は、次のとおりとする。

- 1 警察署において発生した死亡事故又は重大特異な交通事故（以下「重大交通事故」という。）に関して、助言、指導（指導に関連する調査及び連絡を含む。以下同じ。）等を行うこと。
- 2 交通警察の運営に関する助言、指導及び各種情報等の交換を行うこと。
- 3 特命事項に関する指導を行うこと。

第3 方面本部等との連携

方面担当指導官は、方面本部、交通機動隊及び警察署と連絡を密にし、相互間の意思の疎通を図り、担当方面区内の警察署における重大交通事故の防止対策（以下「重大交通事故防止対策」という。）の充実強化に努めるものとする。

第4 活動上の留意事項

方面担当指導官は、前記第2に規定する任務を遂行するため、次に掲げる事項に留意して活動するものとする。

- 1 常時警察署を巡回し、重大交通事故防止対策等に関する問題点を積極的に提議させる雰囲気醸成し、その解決に努めること。
- 2 重大交通事故防止対策等を推進するため、方面担当指導官相互の連携を保つとともに、部内の各所属との連絡を緊密にとり、有機的な活動が行われるよう努めること。
- 3 警察署における事件の捜査等を効率的に推進させるための必要な事項については、本部主管課に積極的に連絡すること。
- 4 警察署における交通警察の運営に関する問題点については、方面本部及び交通機動隊と連絡を密にし、随時、意見を交換するなどして、その解決に努めること。

第5 担当区域の指定

方面担当指導官の担当区域は、別に指定するものとする。

第6 交通総務課長の指揮

交通総務課長は、方面担当指導官の任務を遂行させるため、必要な指揮を行うものとする。

第7 室長の調整

交通部長が特に指名する者は、交通部指導官室長（以下「室長」という。）として、交通総務課長を補佐するとともに、方面担当指導官の活動が総合的、統一的に行われるよう勤務その他の調整を行うものとする。

第8 指導官会議等

1 交通総務課長又は室長は、交通警察運営の効率化を図るため、方面担当指導官を出席させた上、次に掲げる会議を開催するものとする。

(1) 指導官会議

交通総務課長が、原則として毎月1回、指導方策等について意見交換を行い、相互の連携を図るため、交通部参事官、交通部理事官（交通警察総合調整担当）その他必要と認める者の出席を求めて開催する。

(2) 連絡会議

室長が、業務の円滑化に資するため、必要により開催する。

2 交通部内の所属長は、所掌事務の推進上必要がある場合は、前1に掲げる会議に担当者を出席させるものとする。

第9 指導結果の報告

1 方面担当指導官は、担当方面区内で発生した重大交通事故の再発防止対策等への指導結果については、その都度、交通部参事官及び交通総務課長に報告するものとする。この場合において、重要な事項については、交通部長に速報すること。

2 交通部参事官及び交通総務課長は、前1の規定による報告に係る事項について、必要があると認めた場合には、関係所属長に連絡するものとする。